平成２７年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市樋川１丁目９番14―202号　大福アパートＢ
債務者　川満　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６６号
青森県青森市浪岡大字北中野字上沢田146番地
債務者　常田　文明
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５４５号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地６棟202号
債務者　山田　恵太
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３２号
名古屋市中区栄５丁目10番５号　ドムス栄207号
債務者　桑島　翔太（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５６号
名古屋市天白区一つ山２丁目31番地　一つ山荘北Ｔ－９棟303号
債務者　筒井　　蘭
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０８号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水2871番地６、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字久保田829番地町営中代団地17―１号
債務者　渡辺悠香里
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６７号
熊本市中央区帯山５丁目１番３号　Ｋ１ビル202
債務者　荒尾　浩二
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８６号
熊本市中央区城東町５番42号　パレシャル生駒503号
債務者　脇田　喬子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９０号
熊本市東区戸島２丁目４番77号
債務者　光永　茂雄
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
熊本県玉名郡南関町大字細永1426番地２
債務者　香月　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第７４６号
名古屋市中村区名駅南２丁目８番８号　ちとせホーム名駅南207号
債務者　原口　佳昌
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
松江市乃白町559番地　メゾンＮＥＸＴ・ＥＹＥ206、前住所北海道帯広市西17条北３丁目８番８号　スカイパレス栄５号室
債務者　髙木　英二
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９４号
福岡市東区八田２丁目29番５号
破産者　エスフォーライズ株式会社
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８号
沖縄県宜野湾市新城１丁目６番２号
破産者　有限会社ダイワ
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第７０号
新潟県加茂市横江10番27号
破産者　有限会社よつば建工
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第７号
岡山県倉敷市玉島八島488コーポ八島Ａ棟Ａ号、住民票上の住所岡山県新見市上熊谷3395番地８
破産者　仲田　　繁
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２６年（フ）第３９９号
那覇市字安謝653番地国際重機ビル701
破産者　株式会社鈴蘭
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部